

鹿屋市告示第 172 号

鹿屋市不妊治療交通費助成事業実施要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市不妊治療交通費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、不妊治療を受けている夫婦に対し、遠方の不妊治療実施施設までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、住所地から最寄りの不妊治療実施施設までおおむね60分以上の移動時間を要し、鹿屋市不妊治療費助成事業実施要綱（令和4年鹿屋市告示第260号）第7条の規定により助成金の交付決定を受けた者のうち、鹿屋市不妊治療費助成事業実施要綱第3条に規定する生殖補助医療又は男性不妊治療を受けている夫婦とする。

（助成金の額等）

第3条 交通費助成の対象となる費用は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例（平成18年鹿屋市条例第57号）に準じて算出した額に0.8を乗じて得た額とする（ただし実費額を上限とする。）。助成の回数は1夫婦当たり1年度につき10回を上限とし、うち男性不妊治療の上限は5回とする。

（助成金の交付申請等）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市不妊治療交通費助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受診したことを証明できる領収書及び診療明細書
- (2) 振込口座が確認できるものの写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付申請は、治療終了日から1年以内に市長に提出しなければならない。

3 申請者は、本市に住民登録している者とし、申請書兼請求書に記載する振込先口座は、申請者名義の口座でなければならない。

4 第1項の申請は、1夫婦当たり1年度につき2回までとする。

（交通費助成金の交付決定）

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、これを審査し、助成金を交付

すべきと決定したとき又は交付すべきでないと決定したときは、鹿屋市遠方不妊治療交通費助成金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により交付決定した助成金を申請者の指定する口座に遅滞なく振り込むものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、その者から既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

申請日 年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市不妊治療交通費助成金交付申請書兼請求書

遠方不妊治療実施施設への移動に関する交通費助成の交付を受けたいので、以下に記載された同意・制約事項のすべてを同意した上で、鹿屋市不妊治療交通費助成事業実施要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

1 助成金の申請者

申請(請求)対象者	妻 ・ 夫 ※申請する方を○					
フリガナ氏名	妻			夫		
	生年月日	S・H月日	年	生年月日	S・H月日	年
住所	鹿屋市 [連絡先:]					
通院医療機関名						

2 助成金の申請内容

[助成の申請数] (妻)申請する回数: _____回 / (夫)申請する回数: _____回 (助成額は、鹿屋市不妊治療交通費助成事業実施要綱第3条により算出された額となります。)										
	受診日1	受診日2	受診日3	受診日4	受診日5	受診日6	受診日7	受診日8	受診日9	受診日10
妻										
夫										

3 振込先金融機関口座

☐ 不妊治療助成金と同じ口座に振込(以下の金融機関情報は記載不要です)			
☐ 口座を指定して振り込み(以下を記入)			
金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本店 支店 出張所
種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

※ 裏面「同意・誓約事項について」もご確認ください。

(市記載欄)

申請受理年月日	年 月 日	交付決定年月日	年 月 日
保険適用外分助成	有 ・ 無	助成決定額	円 (うち保険適用外分助成額: _____円)

4 同意・誓約事項について

- ☐ 以下の事項に全て同意します。

同意・誓約事項

- ☐ 他市区町村から当該申請に係る助成金に相当する交付を受けていません。
- ☐ 助成対象者の要件審査のため、市の関係部署及び他の地方公共団体に対し、申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対して受診内容等を照会することについて同意します。
- ☐ この申請書は、市において交付決定した後に助成金の請求書として取り扱います。
- ☐ 市が交付決定をした後、振込不能等の事由により、助成金の支払いを完了せず、かつ市が定める期限までに申請者による補正がされない場合は、本申請は取り下げられたものとみなすことに同意します。
- ☐ 助成金の交付後、申請者がその要件に該当しないことが判明したときは、助成金を返還します。

[添付書類]

- ☐ 1 受診したことを証明できる領収書及び診療明細書
- ☐ 2 振込口座が確認できるものの写し

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市遠方不妊治療実施施設交通費助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市遠方不妊治療実施施設交通費助成金について、下記のとおり交付決定（却下）したので通知します。

記

☐ 次の額を助成します。

交付決定額	円
-------	---

振込予定日 年 月 日

注 助成金は「鹿屋市不妊治療交通費助成金交付申請書兼請求書」で申請いただいた口座に振り込みます。なお、交付決定をした後、振込不能等の事由により、助成金の支払いを完了せず、かつ市が定める期限までに申請者による補正がされない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなします。

☐ 下記の理由により助成の該当はありませんでした。

〔非該当の理由〕

--